

特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第 5802739 号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

可動基板上に過渡熱プロファイル処理を提供するための装置

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 テキサス 75251, ダラス, メリット ドライブ 12221, スリー フォレスト プラザ, スイート 930
国籍 アメリカ合衆国
エヌシーシー ナノ, エルエルシー

発明者
(INVENTOR)

シュローダー, カート エー.
マックール, スティーブン シー.
ジャクソン, ダグラス ケー.

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願 2013-503973

出願日
(FILING DATE)

平成 23 年 4 月 8 日 (April 8, 2011)

登録日
(REGISTRATION DATE)

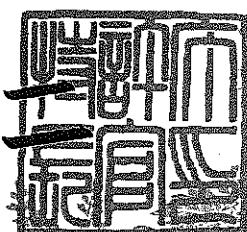
平成 27 年 9 月 4 日 (September 4, 2015)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

平成 27 年 9 月 4 日 (September 4, 2015)

伊藤



重 要 特許料の納付について

| | |
|--------------|--|
| 特許証送付先 住所 | 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーC 山本特許法律事務所 |
| 氏名 | 山本 秀策 様 |
| 請求項の数 | 8 |
| 納付年分 | 第3年分まで |
| 受領金額 | 11,700円 |
| 出願日 | 平成23年 4月 8日 |
| 出願番号 | 特願2013-503973 |
| 登録日 | 平成27年 9月 4日 |
| 特許番号 | 第5802739号 |

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年にについて所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年分以降の納付に際しては、特許から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば、特許料を追納することができる特許料のほぼ追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼつて消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。
特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

| 納付年分 | 納付期限日 |
|-------|-------------|
| 第4年分 | 平成30年 9月 4日 |
| 第5年分 | 平成31年 9月 4日 |
| 第6年分 | 平成32年 9月 4日 |
| 第7年分 | 平成33年 9月 4日 |
| 第8年分 | 平成34年 9月 4日 |
| 第9年分 | 平成35年 9月 4日 |
| 第10年分 | 平成36年 9月 4日 |
| 第11年分 | 平成37年 9月 4日 |
| 第12年分 | 平成38年 9月 4日 |
| 第13年分 | 平成39年 9月 4日 |
| 第14年分 | 平成40年 9月 4日 |
| 第15年分 | 平成41年 9月 4日 |
| 第16年分 | 平成42年 9月 4日 |

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708